

暗記ノート

- ◎本冊子は、北陸信越運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【道路運送車両】に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【安全性】の確保及び【公害】の防止その他の環境の保全並びに【整備】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【整備事業】の健全な発達に資することにより、【公共の福祉】を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【自動車】、【原動機付自転車】及び【軽車両】をいう。
3. この法律で「自動車」とは、【原動機】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する【原動機付自転車】以外のものをいう。
4. この法律で「【運行】」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

(自動車の種別)

5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【軽自動車】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【大きさ】及び構造並びに【原動機】の種類及び【総排気量】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(自動車の種別の内容)

6. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが、長さ【4.70】m以下、幅【1.70】m以下、高さ【2.00】m以下に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（【軽油】を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が【2.00】ℓ以下のものに限る）である。
7. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ【3.40】m以下、幅【1.48】m以下、高さ【2.00】m以下である。

(登録の一般的効力)

8. 自動車（【軽自動車】、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、【自動車登録ファイル】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(新規登録)

9. 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という）を受けようとする場合には、その【所有者】は、国土交通大臣に対し、次（略）に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第33条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を【提示】しなければならない。

(自動車登録番号標の封印)

10. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【自動車登録番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

(変更登録)

11. 自動車の【所有者】は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う【変更登録】の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は【永久抹消登録】の申請をすべき場合は、この限りでない。

(一時抹消登録)

12. 登録自動車の所有者は、第15条（永久抹消登録）及び第15条の2（輸出抹消登録）に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、【一時抹消登録】の申請をすることができる。

13. 一時抹消登録を受けた自動車の【所有者】は、当該自動車が滅失し、解体し、又は自動車の【用途】を廃止したときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(自動車登録番号標の表示の義務)

14. 自動車は、法第11条第1項の規定により国土交通大臣又は法第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の【識別】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、【運行】の用に供してはならない。

(登録事項等証明書)

15. 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下【登録事項等証明書】という）の交付を請求することができる。

(車台番号等の打刻)

16. 自動車の【製作】を業とする者、自動車の車台又は原動機の【製作】を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の【型式】を打刻してはならない。

(打刻の塗まつ禁止)

17. 何人も、自動車の【車台番号】又は原動機の型式の打刻を【塗まつ】し、その他【車台番号】又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。

(臨時運行の許可)

18. 臨時運行の許可の有効期間は、【5】日をこえてはならない。

(点検及び整備の義務)

19. 自動車の【**使用者**】は、自動車の点検をし、及び必要に応じ【**整備**】をすることにより、当該自動車を【**保安基準**】に適合するように維持しなければならない。

(定期点検整備・点検期間)

20. 次に掲げる自動車の点検期間は以下のとおりである。

◎貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車（事業用）…【**1年**】

◎乗車定員11人の家用自動車…【**3月**】

◎乗車定員10人以下の乗用自動車（貸渡自動車）…【**6月**】

◎車両総重量8t未満の貨物運送自動車（貸渡自動車）…【**3月**】

(定期点検整備・点検内容)

21. 人の運送の用に供する事業用自動車の座席ベルトの状態の点検は、【**12月**】ごとに実施しなければならない。

22. 家用乗用自動車のブレーキホース及びブレーキパイプの点検は、【**1年**】ごとに実施しなければならない。

23. 家用乗用自動車について、1年毎に行う点火プラグの点検は、点火プラグが【**白金プラグ**】又は【**イリジウム・プラグ**】の場合は、行わないことができる。

(点検整備記録簿)

24. 自動車の使用者は、【**点検整備記録簿**】を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 点検の年月日 (2) 【**点検**】の結果 (3) 【**整備**】の概要

(4) 整備を【**完了**】した年月日 (5) その他国土交通省令で定める事項

(整備命令)

25. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く）が【**保安基準**】に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の【**使用者**】に対し、【**保安基準**】に適合させるために必要な【**整備**】を行うべきことを命ずることができる。

(新規検査)

26. 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という）若しくは二輪の【**小型自動車**】を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の【**使用者**】は、当該自動車を提示して、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う【**新規検査**】を受けなければならない。

27. 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の【**使用者**】に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び【**二輪の小型自動車**】については【**車両番号**】を指定しなければならない。

(自動車検査証の有効期間)

28. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては【**1**】年、その他の自動車にあつては【**2**】年とする。

(継続検査)

29. 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、【**あらかじめ**】、その申請をしなければならない。

(検査標章)

30. 自動車は、【**自動車検査証**】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【**検査標章**】を表示しなければならない、運行の用に供してはならない。

31. 検査標章は、当該【**自動車検査証**】がその【**効力**】を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該【**自動車検査証**】の返付を受けることができなくなったときは、当該自動車に【**表示**】してはならない。

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

32. 自動車の使用者は、自動車検査証の【**記載事項**】について変更があったときは、その事由があった日から【**15**】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

33. 国土交通大臣は、自動車検査証の記載事項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して【**構造等変更検査**】を受けるべきことを命じなければならない。

(自動車検査証の再交付)

34. 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、【**自動車検査証**】若しくは【**検査標章**】又は臨時検査合格標章が滅失し、【**き損**】し、又はその識別が困難となった場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

35. 国土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、【**自動車予備検査証**】を当該自動車の【**所有者**】に交付しなければならない。

36. 自動車予備検査証の有効期間は、【**3**】月とする。

(限定自動車検査証)

37. 限定自動車検査証の有効期間は、【**15**】日とする。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

38. 指定部品を【**固定的**】取付方法（簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法）により装着した場合は、長さ、幅、高さに係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しない。

39. 小型自動車について、指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±【**3**】cm、幅±【**2**】cm、高さ±【**4**】cm、車両重量±【**50**】kgの範囲内に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととする。

(自動車特定整備事業の種類)

40. 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の特定整備を行う事業をいう）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車特定整備事業…普通自動車、四輪の【**小型**】自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。
- (2) 小型自動車特定整備事業…小型自動車及び【**検査対象軽**】自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。
- (3) 【**軽**】自動車特定整備事業…検査対象【**軽**】自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。

(**認証**)

41. 自動車特定整備事業を【**経営**】しようとする者は、自動車特定整備事業の【**種類**】及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の【**認証**】を受けなければならない。
42. 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の【**範囲**】を限定して行うことができる。

(**認証基準**)

43. 自動車特定整備事業場には、【**2**】人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

(**整備主任者**)

44. 整備主任者は、同一事業者の他の事業場の整備主任者を兼任することが【**できない**】。

(**特定整備の定義**)

45. 特定整備の定義について。
 - ◎プロペラ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【**該当する**】。
 - ◎かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【**該当する**】。
 - ◎緩衝装置のリーフスプリングを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【**該当する**】。
 - ◎緩衝装置のトーションバー・スプリングを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【**該当しない**】。

(**自動車特定整備事業者の義務**)

46. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が【**保安基準**】に適合するようにしなければならない。

(**特定整備記録簿**)

47. 自動車特定整備事業者は、特定整備をしたときは、当該自動車の【**使用者**】に特定整備記録簿の【**写し**】を交付しなければならない。
48. 特定整備記録簿は、その記載の日から【**2年**】間保存期間しなければならない。

(**特定整備事業者の遵守事項**)

49. 特定整備事業者の遵守事項は、次のとおりとする。
 - ◎法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【**料金**】を当該事業場において【**依頼者**】の見やすいように掲示すること。
 - ◎法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の必要性について説明し、料金の【**概算見積り**】を記載した書面を【**交付**】し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
 - ◎道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の【**改造**】を行わないこと。

(不正改造等の禁止)

50. 何人も、第58条第1項の規定により有効な【自動車検査証】の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【改造】、【装置】の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が【保安基準】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

(特定整備事業者の標識)

51. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【公衆】の見易いように、国土交通省令で定める様式の【標識】を掲げなければならない。

(指定自動車整備事業の指定)

52. 地方運輸局長は、【自動車特定整備事業者】の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する【設備】、【技術】及び【管理組織】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の【自動車検査員】を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の【指定】をすることができる。

(指定工場の基準)

53. 指定工場の基準

◎工員数は、【4】人以上とする。ただし、対象自動車の種類に車両総重量【8】t以上、最大積載量【5】t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、【5】人以上必要である。

◎事業場において、自動車工の数に対する整備士の割合（整備士保有率）は【3分の1】以上必要である。

◎完成検査場は、屋内であって、完成検査を行うに十分な【面積】を有し、床面は水平に舗装されていること。また、完成検査実施時に、一時的に自動車の一部が【通路】にでも差し支えない。

(自動車の検査の設備の基準)

54. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない自動車特定整備事業の事業場にあつては、【一酸化炭素測定器】及び【炭化水素測定器】は備えなくてもよい。

55. 指定自動車整備事業者の事業場で、対象とする自動車の種類に軽油を燃料とする自動車が含まれる場合には、【黒煙測定器】又は【オパシメータ】を備えなければならない。

(対象自動車の指定)

56. 普通自動車（中型）の指定を受けている指定自動車整備事業者は、最大積載量5tの普通自動車に対して、保安基準適合証を交付することが【できない】。

57. 普通自動車（小型）、小型四輪自動車の指定を受けている指定自動車整備事業者は、最大積載量2,500kgの小型貨物自動車に対して、保安基準適合証を交付することが【できる】。

(検査機器の校正)

58. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、【備付け】又は前回の校正の日から【1年】以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う【校正】を受けるものとする。

(自動車検査員の選任)

59. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の【検査】について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、【自動車検査員】を選任しなければならない。

(自動車検査員の兼任)

60. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、【同一】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、【位置】その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りではない。

(自動車検査員の解任)

61. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【解任】を命ずることができる。

62. 自動車検査員の職を解任され、解任の日から【2】年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

(自動車検査員の研修)

63. 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し【研修】を行なう旨の【通知】を受けたときは、自動車検査員に当該【研修】を受けさせなければならない。

(指定整備事業者の点検の基準)

64. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証を交付するにあたり、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、自動車点検基準に定める点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断できない場合、あらかじめ、依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、【了解】を得なければならない。

(自動車検査員の証明)

65. 自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が【保安基準】に適合するかどうかを【検査】し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、【保安基準】に適合する旨を【証明】してはならない。

66. 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された施行規則第35条の3第1項各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号から第21号の2及び第28号までを除く）に掲げる事項について事実と【相違があると】と認めるときは、法94条の5第1項の証明をしてはならない。

(自動車検査員による検査)

67. 構造に関する検査

イ. 次に掲げる事項が当該【自動車検査証】、登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう）又は自動車検査証返納証明書の記載事項と【同一】であるかどうかを【視認】その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 【長さ幅及び高さ】 (2) 車両重量及び【車両総重量】

ロ. 次に掲げる事項について、【視認】その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 最低地上高 (2) 【最大安定傾斜角度】 (3) 【最小回転半径】

68. 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、【亀裂】、【がた】、取付けの【緩み】の有無等を【検査用ハンマ】等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の【保安基準】に適合するかどうかを視認等により【容易】に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

- (1) 【動力伝達装置】
- (2) 走行装置
- (3) 操縦装置
- (4) 【制動装置】
- (5) 緩衝装置
- (6) 【燃料】装置
- (7) 【車枠】及び車体
- (8) 連結装置
- (9) 物品積載装置
- (10) 内圧容器及びその附属装置

（自動車検査員の服務）

69. 自動車検査員は完成検査を【公正】、かつ、確実にを行うため、当該検査に係る自動車の【整備作業】については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

70. 自動車検査員は、検査作業の実務の【全過程】を自ら行うこと。ただし、検査に伴う簡単な作業は、【補助者】が行っても差し支えない。

（自動車検査員の作業区分）

71. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検と併せて行うことが合理的である次の作業を行うことは差し支えない。

- (1) エア・クリーナ・エレメントの【交換】
- (2) 油脂液類の【補充】
- (3) 点火プラグの【交換】
- (4) アイドリング、CO・HCの【調整】
- (5) 前照灯の照射方向の【調整】

（一時抹消登録を受けた自動車の取扱い）

72. 自動車検査員は、第16条第1項の申請に基づく【一時抹消登録】を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の【構造等】に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造等】に関する事項と同一でなければ、保安基準に適合する旨の証明をしてはならない。

（保安基準適合証等の有効期間）

73. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15】日間とする。

74. 自動車検査員が、令和2年10月11日に法第94条の5第4項の検査（自動車検査員が行う完成検査）を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証を令和2年10月13日に交付した場合、当該保安基準適合証の有効期間は令和2年10月【25】日までである。

（保安基準適合証の不正使用の防止等）

75. 保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合は、記載面を【朱抹】し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しなければならない。

76. 保安基準適合標章を交付しない場合は、適合標章の【表面】を朱抹し、保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しなければならない。

(保安基準適合証の最終検査申請日)

77. 自動車検査証の有効期間の満了する日が平成30年1月31日の自家用乗用自動車の継続検査において、完成検査を平成30年1月25日に実施し、同日保安基準適合証を交付する際、使用者から提示のあった自動車損害賠償責任保険証明書の旧保険期間が平成28年1月5日から平成30年2月5日、新保険期間が平成30年2月5日から平成32年2月5日であったので、保安基準適合証の余白に「最終の検査申請日 【平成30年2月5日】」と記載して保安基準適合証を交付した。

(保安基準適合標章の表示)

78. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その【前面】に指定自動車整備事業規則第2号様式による【有効期間】及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

(自賠償保険証明書の備付け)

79. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、【運行】の用に供してはならない。

80. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の【全部】と重複するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

(限定保安基準適合証)

81. 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を【自動車検査員】が証明したときは、請求により、【限定保安基準適合証】を依頼者に交付しなければならない。

(指定整備記録簿の記載事項)

82. 指定自動車整備事業者は、【指定整備記録簿】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3) 検査の年月日
- (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所

(指定整備記録簿の保存期間)

83. 指定整備記録簿は、その記載の日から【2年】間保存しなければならない。

(指定整備記録簿の記載要領)

84. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と【**現車**】との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの【**個数**】及びそれぞれの燃料タンクの【**容量**】について照合を行った場合において、当該燃料タンクの【**個数**】及びそれぞれの【**容量**】については、「その他」の項目に記載すること。
85. 「目視等による検査」の欄については、【**目視**】、【**ハンマ**】等を用いて行う検査結果を記載すること。

(罰則の適用)

86. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその【**役員**】及び職員は、【**刑法**】その他の罰則の適用については、法令により【**公務**】に従事する職員とみなす。

(保安基準適合証の交付の停止)

87. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、【**6月**】以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【**交付の停止**】を命じ、又は指定を【**取り消す**】ことができる。
- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(指定整備事業者の変更届)

88. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、型式又は数について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【**30**】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

(ニューサービスの導入の促進)

89. 指定自動車整備事業者は、ニューサービスにおける情報提供の結果、保安基準適合性を維持するために近く整備が必要となる項目のうち、自動車使用者が今回整備を実施しないことを選択した項目については、当該整備項目及び必要な注意事項等を定期点検整備記録簿等書面に記載したうえで、確実に【**説明**】するとともに、その内容を指定整備記録簿等の書面により保管すること。